

外国税額控除等がある場合の「申告納税額」の計算例

令和 6 年分所得税の確定申告において、令和 6 年分特別税額控除（定額減税）の適用があり、かつ、外国税額控除又は分配時調整外国税相当額控除の適用がある場合、確定申告書第一表の「申告納税額」欄の計算は、確定申告書第一表に示された計算式によらず、「外国税額控除に関する明細書（居住者用）（令和 6 年分用）」又は「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書（令和 6 年分用）」の「書き方」に示された計算式で計算を行うこととなります。

「申告書」

令和 06 年分の確定申告書の申告書

第一表 令和 6 年分用

収入金額等欄

所得金額欄

税額欄

申告納税額欄

△203

「外国税額控除に関する明細書」

3 所得税及び復興特別所得税の税額控除額の計算

所得税の税額控除額 8,109

復興特別所得税の税額控除額 8

5 外国税額控除等の計算

所得税の税額控除額 8,109

復興特別所得税の税額控除額 8

外国税額控除等の金額 8,117

分配時調整外国税相当額控除等の金額 28,000

外国税額控除等の金額 8,117

「計算過程」

定額減税及び復興特別所得税の計算過程における外国税額控除等の取扱いが異なるため、所得税額と復興特別所得税額を分けて計算します。

- A) 所得税額は、外国税額控除等（所得税分）を控除した後、定額減税を控除して計算します。
- B) 復興特別所得税額は、定額減税を控除した後の所得税の額（基準所得税額）に2.1%を乗じ、その金額から外国税額控除等（復興税分）を控除して計算します。

所得税額		
①	再差引所得税額	95,000
A ②	外国税額控除等（所得税分）	8,109
③	定額減税	90,000
④(①-②-③)	所得税額	0

復興特別所得税額		
⑤	再差引所得税額	95,000
B ⑥	定額減税	90,000
⑦(⑤-⑥)	基準所得税額	5,000
⑧(⑦×2.1%)	復興税（外税前）	105
⑨	外税控除（復興税分）	8
⑩(⑧-⑨)	復興税（外税後）	97

⑪(④+⑩)	所得税額 + 復興特別所得税額	97
⑫	源泉徴収税額	300
⑪-⑫	申告納税額	△203